

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が、令和2年2月21日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和2年2月13日付けで行った法に基づく保護開始申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 令和2年1月27日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し、法による保護の開始申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 2 処分庁は、令和2年2月13日付けで、請求人に対し、本件申請を却下する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、令和2年2月21日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 審査請求の趣旨

(ア) 本件処分の取り消し

(イ) 本件申請について、法第4条第3項に基づく早急な実施

以上2項について、早急かつ正確な審査を求める。

イ 審査請求の理由

【前記ア(ア)を請求する理由】

本件処分に係る本件申請が却下された理由は、「令和2年2月12日並びに13日にあなたの両親から引き取って扶養する旨の回答書が送付され、生活保護法第4条(保護の補足生)2項によれば、民法に定める扶養義務者の扶養は、生活保護法に優先して行われるものとされているため、保護が必要であると認められないことから」とされている。

しかし、請求人とその両親は、長きにわたる別居状態にある(3人とも別)。請求人の父(以下「父」という。)は15年前から関東地方に単身赴任、請求人は7年前から一人暮らし(A市4年、B市3年)、請求人の母(以下「母」という。)はCに在住であるが、連絡は月数回程度で、面会は年数回、顔を合わせても特に話すこともない。別居歴が長いため、それぞれの生活状況・生活文化を、互いにまったく把握・理解しておらず、家族としての機能を欠いている。請求人は世帯も別である。

また、本件処分通知書に処分の決定通知が遅れた理由が記載されており「扶養調査に日時を要したため」とある。1月27日の保護申請から18日後の2月14日に通知された訳である。扶養調査に時間がかかったのも、請求人・父・母がそれぞれ離れた地で別個の生活を営んでいるからである。

なにより、両親が引き取って扶養する旨の回答をしたとしても、それはあくまでも両親の意思であって、請求人の意思とは無関係である。にもかかわらず、処分庁は、請求人とは疎遠な関係にあり、第三者と言っても過言ではない両親の「引き取って扶養する旨の回答」のみを以て、請求人による本件申請を却下した。これは請求人の意思を無視した、不誠実かつ不当な処分である。

日本国憲法第25条1項には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあり、同憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される」、また、同憲法第11条には「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と明記されている。

保護申請却下の法的根拠として、法第4条2項が挙げられているが、当該条文のどこを読んでも、請求人の意思、ないし現在の生活の状況が無視しても良いとは書かれていない。逆に、同法同条3項に「全二項の規定は急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを

妨げるものではない」と明記されており、民法上の扶養義務者ではなく、本人による事情の説明等を重視することが示唆されている。

したがって、請求人の意思及び現在の生活状況を無視した、本件処分は、法的観点から見ても、不適切である。

以上の理由により、前記ア（ア）を請求する。

【前記ア（イ）を請求する理由】

本件申請の際に処分庁に提出した書類のとおり、請求人の生活は困窮状態にあり、法第4条3項「急迫した事由」に該当する。

以上の理由により、前記ア（イ）を請求する。

（2）審理員は、令和2年7月6日付けで、請求人に対し、後記2処分庁の主張の（1）の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また、令和4年1月11日付けで反論書の提出期限の再設定について通知したが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

（3）請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 令和2年2月13日付けの本件処分通知書には、「令和02年01月27日付けで申請された生活保護法による保護については、次の理由で保護できませんので却下します。」との記載があり、却下の理由として、「あなたが行った生活保護開始申請について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年厚生省発社第123号）第5に基づき扶養援助照会を行ったところ、令和2年2月12日並びに13日にあなたの両親から引き取って扶養する旨の回答書が送付され、生活保護法第4条（保護の補足性）2項によれば、民法に定める扶養義務者の扶養は、生活保護法に優先して行なわれるものとされているため、保護が必要であると認められないことから、保護の申請を却下します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

（1）審理員が令和2年7月3日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

令和2年1月22日

生活保護の相談に請求人来庁。

令和2年1月27日

請求人来庁。請求人から生活保護申請一式の提出を受ける。

父母に対し、扶養義務者照会文書を送付。

令和2年1月30日

請求人宅へ新規申請訪問調査を実施。

令和2年2月12日

父より扶養援助照会回答書を受領。

父へ架電。援助照会の回答趣旨について確認した。

令和2年2月13日

母より扶養援助照会回答書を受領。

ケース診断会議を開催し、本件処分。

イ 本件処分の正当性について

法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、同条2項は「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護を優先して行われるものとする。」と定め、同条3項は「前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を妨げるものではない。」と定めている。

扶養能力の調査については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第5-2-(1)において、「扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。」と定めている。

また、局長通知第11-1-(2)は、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り、又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者が、これに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。」と定めている。

さらに、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問5-9「保護申請中の要保護者が、扶養義務者が十分に扶養能力があり、かつ扶養する意思があるにもかかわらず、次のような事情で扶養を受けることを拒んでいる場合、本人の意思を尊重し、直ちに保護してよいか（中略）（3）扶養義務者の側は、近隣に居住していこともあり、本人が毎月直接お金を取りに来れば扶養すると申し立てているが、本人は「お金をもらいに行けばいろいろと説教されるので絶対に嫌だ」と拒否している場合」の答は、「設問の場合は、いずれも権利者と義務者の間の感情問題のために権利者が義務者の義務の履行を欲しない場合と思われる。このように扶養の問題はきわめてデリケートな側面があり、しばしば感情的な問題を発生しやすいので慎重な対応が求められるところであるが、一方で単に感情的な理由のみによって受けられる扶養の履行を受けないということでは、保護の補足性の原理にもとることとなる。したがって、直ちに保護を行うことは適切でない。（中略）（3）の場合については、扶養義務者の側が扶養の履行と引き換えに要保護者としてかなりの努力を必要とするような行為を要求している場合で

あれば別として、設問のような場合は申告者の感情によってこれを拒否しているものと認められるのでさらに申請者を説得するように努める必要がある。(後略)」と示されている。

本件についてみると、法第4条第2項の規定に基づいて実施した、請求人の重点的扶養能力調査対象者に対する調査の結果、父は令和2年2月12日付け、母は令和2年2月13日付けで、それぞれ経済援助について「本人は了承していませんが、自立して生活できず、生活保護申請する現状では引き取るべきだと考えます。」等と記載のうえ、「引き取って扶養する。」とし、その他の援助については、単身赴任中の父は年6回訪問し、月1回電話や手紙で連絡を取ることができる、「但し本人は返信及び応答をほとんどしない」と回答があり、Cに居住する母は月1回訪問することができる、と回答がある。

なお、令和2年2月13日付けケース記録票に記載のとおり、令和2年2月12日に、父に架電のうえ扶養援助照会回答書の回答趣旨について確認したところ、「請求人が保護受給(困窮状態)に至らないように全面的に扶養援助する」との理解である旨を確認している。

これは、請求人が大学進学し、2年目より大学近くのA市で単身生活することとなり、学生である間は経済的な援助として仕送りを行い、卒業後は一人の大人として自分のことは自分でできるよう父が保証人としてスーパの冷めない距離である処分庁の所管区域内に居室を構え、当面の生活費は学生時代の貯えで生活するよう話し合った結果が、貯えを費消した後に「特に今やりたい仕事等はどんな仕事があるかわからないのでない。」(令和2年1月22日受付面接記録)「やる気が起こらず、ハローワークには行ってない。」(令和2年1月27日受付面接記録)と稼働能力活用の意思がなく、あげく「親とは仕事をしないことを注意されたくないので卒業後は全く連絡をとらずにいた」(新規申請調査ケース記録票(2))と自ら疎遠になるよう仕向け、公的扶助を申請するに至ったことは、そもそも自立生活ができないということであり、まだまだ親の援助が必要な状況であることから全面的に援助する趣旨であると回答があったものである。

上記扶養義務者照会に対する回答内容や、受付面接時や新規申請調査時において、疾病・障害等がなければ自らの能力を活用すべく就労し、自らの能力を活用するよう、また、これを忌避するのであれば扶養援助を受けるよう請求人に対し再々助言指導を行っていたが、これに従わないと明言すること等をふまえ、本件処分を行ったものである。

なお、請求人は、本件処分について法第4条3項の解釈として「民法上の扶養義務者ではなく、本人による事情の説明等を重視すべきことが示唆されている」とし、請求人の生活は困窮状態にあり、法第4条3項の急迫した事由に該当するので法第4条3項に基づく早急な実施を求めると主張する。

この点、法第4条3項の「急迫した事由がある場合」とは、「生活保護法の解釈と運用(復刻版)」において、「生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合。従って、単に最低生活の維持ができないというだけでは、必ずしもこの場合に該当するとは言えない。(後略)」と示されているところ、受付面接時及び新規申請調査時において請求人に疾病・障害等がなく、居宅生活を行っている旨確認しており、請求人の主張する急迫した事由には該当しない。

以上のとおり、本件処分は法及び法に基づく通知等に従い、適正に処理されており、なんら違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 令和2年1月27日付けの受付面接記録票には、困窮に至るまでの経緯として、「Cで3人きょうだいの1番目として出生。父はカメラレンズの開発、母はB市の公務員をしている。

(中略) Cに父母と大学生の妹、高校生の弟が住んでいる。両親から自分のことは自分でするように言われ、処分庁の所管区域内で一人暮らし。(中略) Cの実家からは自分で生活するよう言われており相談はできないとのこと。今は父はDに単身赴任。特に今やりたい仕事等なし。やる気が起こらず、ハローワークには行っていない。このままだと月末に家賃が払えない。生活保護を受けたい。」との記載があり、説明・助言内容として、「扶養義務者が援助を申し出た場合の仕送りについても収入認定の対象になることを伝えた。父母からは援助は期待できないとのこと。」との記載があり、面接結果の処理として、「申請書等一件書類受理。父母に扶養義務者照会の手紙を送ることになるので、そのような手紙が来ることは前もって伝えておくといいのではと助言した。」との記載があり、面接員の所見として、「父、母あてにそれぞれ扶養義務者の文書照会書をR2.1.27送付しています。請求人は父母には生活保護を受けることについて相談していないとのことです。」との記載がある。

イ 処分庁が令和2年1月27日に受理した保護開始(変更)申請書には、保護を申請する理由として、「生計を維持することが困難なため。」との記載がある。

ウ 処分庁が令和2年1月27日に受理した収入申告書には、収入を得られない理由として、「勤労を継続する意欲が湧かない。」との記載がある。

エ 処分庁が令和2年1月27日に受理した扶養義務者の申告書には、「申告者との続柄 父、勤務先 会社員、仕送りなどの援助 してもらえない 理由 経済的に困難 父-単身赴任(D)、妹-私立大学1回生(E)、弟-私立高校1年生(A)」、「申告者との続柄 母、勤務先 公務員、仕送りなどの援助 してもらえない 理由 同上」との記載がある。

オ 処分庁が令和2年2月12日に受理した扶養義務者照会に対する父からの回答には、「1経済的な援助 (1) 引き取って扶養する。本人は了承していませんが、自立して生活出来ず生活保護申請する現状で引き取るべきだと考えます。」、「2その他の援助 (2) 様子を見るために、時々訪問することができますか。 ウ. 年6回、(3) 訪問することはできないが、電話や手紙で連絡を取ることができますか。 イ. 月1回 但し本人は返信及び応答をほとんどしない。」、「4あなたのご家族の状況を書いてください。 父 年齢 56 職業・勤務先・学校 会社員 収入(月額) 50万円」との記載がある。

カ 処分庁が令和2年2月13日に受理した扶養義務者照会に対する母からの回答には、「1経済的な援助 (1) 引き取って扶養する。本人は了承していませんが自立して生活できず保護申請をする状況であれば、引きとるべきだと考えます。」、「2その他の援助 (2) 様子を見るために、時々訪問することができますか。 イ. 月1回」、「あなたのご家族の状況を書いてください。 母 職業・勤務先・学校、公務員 収入(月額) 35万円」との記載がある。

キ 起案日及び決裁日を令和2年2月13日とする新規申請調査ケース記録票には、生活歴（世帯及び世帯員の状況）として、「平成25年4月、大学入学。1回生の時は実家から通学。2年生からAで下宿生活を始める。3回生の時に周りの学生は就職活動するも請求人はやりたいたことが見つからず全く就職活動を行わなかったが、特に両親に咎められることもなかったとのこと。（中略）特に趣味もなくお金を使うことがなかったので、アルバイト収入と親からの仕送りを貯めて250万程の貯金をしていたので、卒業後（平成29年3月）は家に帰らずFで単身生活を始める。平成30年3月12日から現在の処分庁の所管区域内に居住。親とは仕事をしないことを注意されたくないの、卒業後は全く連絡をとらずにいたとのこと。今も親と距離を取りたいので、援助を求めておらずインターネットで生活保護のことを調べて保護申請に至る。」との記載があり、扶養義務者の状況として、「続柄 父 扶養義務調査の必要性 有 その理由 令和2年2月9日に引き取って扶養する旨の回答がされているため。」「続柄 母 扶養義務調査の必要性 有 その理由 令和2年2月9日に引き取って扶養する旨の回答がされているため。」との記載がある。

ク 令和2年2月13日付けのケース記録票には、「2月12日、父から扶養照会の回答書が送付されたものの、母の回答が届かないため、父に架電する。両親としては生活保護を受けさせたくないの、実家に引き取って扶養したいと考えているとのこと。同様の趣旨の回答書を母からも送付しているとのこと。父に、回答書に引き取って扶養すると記載されている趣旨について尋ね、請求人が保護受給に至らないように全面的に扶養援助するということと理解してよいか確認した。2月12日、請求人に架電し、父から引き取る旨の回答があったので、生活保護は適用できないことを説明。就労支援してもらえよう、事前にケースワーカーから請求人の就労支援を依頼しているので、2月13日にでも予約を取るの、その際に両親が求める辞退届を書いてもらうよう案内するも、早急に生活をどうするか考える必要があるの、保護申請は却下して欲しいと言う。請求人の今までの就労経験等からして、すぐに就労収入で自立することは困難であると思われるので、就労支援を受けながら足りない生活費を自立できるまで親に援助してもらったらどうかと伝えるも、親に頼らず自分で何とかする方法を考えると発言を繰り返す。生活保護を受給している場合の就労支援については早急に自立してもらう必要があるの、請求人の希望に沿ったものにはならないと考えられるが、保護を受給していないのであれば、請求人の希望に沿った柔軟な対応での支援が受けられると思われると説明するも、却下してもらい、却下通知が届いてから就労支援を受けたい気持ちがあれば連絡すると答える。2月13日、母から扶養照会の回答書が送付される。内容は父と同様に引き取って扶養すると記載されていることから、令和2年1月27日に申請された保護開始申請を令和2年2月13日開催のケース診断会議の診断結果に基づき、却下する。」との記載がある。

ケ 令和2年2月13日に開催したケース診断会議の会議録には、問題点・診断事項として、「請求人は平成29年3月に大学を卒業したものの、人生においての目標がなく、ただ漫然と就労することが嫌であったため、卒業後これまでは目標を探してきたが何も見つけることができなかったため、働かず学生時代の貯金だけで生活してきたとのこと。傷病等は何もなく稼働

能力に問題なし。父・母とも高収入で近隣に居住しているため、申請書の受理日に扶養援助照会を行ったところ、2月12日・13日に父・母から各々回答が送付された。引き取って扶養すると記載されていることから、生活保護法第4条2項に基づき保護開始申請を却下してはいかがぞ教示ください。」との記載があり、結論として、「請求人の両親には扶養できる十分な資力があると認められ、引き取って扶養すると回答していることから、生活保護法第4条2項によれば、民法に定める扶養義務者の扶養は、生活保護法に優先して行われるものとされているため、保護が必要であると認められないことから、保護の申請を却下する。」との記載がある。

コ 前記1請求人の主張(3)アと同一書類。

サ 令和2年2月14日付けのケース記録票には、「2月14日16時頃請求人来所。保護申請の結果を聞きに来たとのこと。(中略)今すでに預貯金も尽きているなら両親に援助を求めたらどうかと助言するも、親とは関わりたくないと言う。ケースワーカーから請求人に就労支援等でサポートするので、仕事が見つかるまで援助をしてくれるよう頼んでみることも提案するも、親には連絡しないで欲しいと言う。資料を準備している間に就労支援の話聞くように案内し、請求人了承する。就労支援の相談員に1時間程面談してもらい、就労支援や貸付制度の説明を受けるも、朝に起きることができず決まった時間に仕事に行ける自信がないので、働くことができないと言う。昼からの仕事を探そうと助言するも、昼にも起きられないと言う。就労して自活できる見込みがないため貸付制度も利用できないので、両親に援助を求めるよう相談員からも助言する。請求人は親と連絡したくないと言うも、親に10万円程借りると言っていた。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、第2項において、「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めて、第3項において、「前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と定めている。

なお、「民法に定める扶養義務者」とは、民法第877条第1項に掲げられている扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)及び同条第2項の規定に基づき家庭裁判所の審判により扶養の義務を負わされた三親等内の親族とされている。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生

事務次官通知)の第5には、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」と定めている。

(3) 局長通知第5の2の(1)は、「把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等(以下「精神的な支援」という。)の可能性についても確認するものとする。」と定めている。

(4) 局長通知第11の1の(2)には、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と定めている。

(5) 問答集第5「扶養義務の取扱い」は、扶養義務の取扱いについて記し、「生活保護と私的扶養」について、「扶養義務者による扶養」は、旧法が私的扶養を受けることができる条件を有している者には公的扶養を受ける資格を与えないという立場をとっていたのに対し、現行の生活保護法では、第4条第2項において、「保護に優先して行われる」ものと定めており、同条第1項に定める「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定している。「扶養請求権」は、それが利用し得るものである限りにおいて第1項にいう「その他あらゆるもの」に含まれると解することができるのではないかと疑問が生じるが、ここでいう「その他あらゆるもの」とは、例えば年金受給権のように、「現実には資産となっていないが、要保護者本人が努力(手続き等)することによって容易に資産となり得るもの」を指している。これを扶養にあてはめて考えてみると、「扶養義務者による扶養」が資産(金銭)となり得るためには、要保護世帯以外の第三者である扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有していることが必要となる。すなわち、要保護者本人の努力のみで資産となり得るものではなく、それが単なる期待可能性にすぎない状態においては、第1項の「その他あらゆるもの」に含むことはできない。一方で、例えば、扶養義務者が月々の金銭援助を申し出ている場合など、扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養をする意思があることが明らかである場合においては、扶養義務者の扶養は、要保護者本人の扶養請求権の行使(努力)によって、資産(金銭)となり得ることになる。したがって、このような場合には、扶養請求権の行使は保護の要件として位置づけられることになる。なお、私的扶養の果たす社会的機能や国民の扶養に対する意識は時代とともに変化するものであり、扶養の問題を考えるにあたっては、常にこのような時代の変化をふまえて判断していかななくてはならないものである。」と記している。

(6) 令和3年4月1日から適用することとして同年3月30日付けで改正された問答集第5「扶養義務の取扱い」は、扶養義務の取扱いについて記し、「生活保護と私的扶養」について、「扶養義務者による扶養」は、旧法が私的扶養を受けることができる条件を有している者には公的扶養を受ける資格を与えないという立場をとっていたのに対し、現行の生活保護法では、第4条第2項において、「保護に優先して行われる」ものと定めており、同条第1項に定める「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定している。この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない。なお、「扶養請求権」は、それが利用し得るものである限りにおいて第1項にいう「その他あらゆるもの」に含まれると解することができるのではないかと疑問が生じるが、ここでいう「その他あらゆるもの」とは、例えば年金受給権のように、「現実には資産となっていないが、要保護者本人が努力（手続き等）することによって容易に資産となり得るもの」を指している。これを扶養にあてはめて考えてみると、「扶養義務者による扶養」が資産（金銭）となり得るためには、要保護世帯以外の第三者である扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有していることが必要となる。すなわち、要保護者本人の努力のみで資産となり得るものではなく、それが単なる期待可能性にすぎない状態においては、第1項の「その他あらゆるもの」に含むことはできない。一方で、例えば、扶養義務者が月々の金銭援助を申し出ている場合など、扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養をする意思があることが明らかである場合においては、扶養義務者の扶養は、要保護者本人の扶養請求権の行使（努力）によって、資産（金銭）となり得ることになる。したがって、このような場合には、扶養請求権の行使は保護の要件として位置づけられることになる。なお、私的扶養の果たす社会的機能や国民の扶養に対する意識は時代とともに変化するものであり、扶養の問題を考えるにあたっては、常にこのような時代の変化や実態をふまえて判断していかななくてはならないものである。」と記している。

(7) 問答集問5の9は、「扶養義務における感情問題」として問(1)から(3)を例示している。その問(3)は、「扶養義務者の側は、近隣に居住していることもあり、本人が毎月直接お金を取りに来れば扶養すると申し立てているが、本人は、「金をもらいに行けばいろいろと説教されるので絶対に嫌だ」と拒否している場合」とし、その答は、「(3)の場合については、扶養義務者の側が扶養の履行と引き替えに要保護者に対してかなりの努力を必要とするような行為を要求している場合であれば別として、設問のような場合は申請者の感情によってこれを拒否しているものと認められるので、さらに申請者を説得するように努める必要がある。」と記し、まとめとして、「以上、いずれの場合も扶養義務者の側に扶養の意思がある以上、これを拒むことは認められるものではなく、これらの説明・説得を十分に行っても、なお要保護者本人が扶養を受けることを拒むようであれば、法第4条第1項の要件を欠くものとして保護申請を却下すべきである。」と記している。

(8) 「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」(令和3年2月26日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「事務連絡」という。)は、「(前略)昨今の状況を踏まえ、今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について

(通知)」(令和3年2月26日付社援保発0226第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)及び「生活保護問答集について」の一部改正について」(令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)により、それぞれ「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。(中略))の第5の間2及び「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)(中略)の間5-1を改正し、扶養義務履行が期待できない者の判断基準の考え方を示したところですが、これらの改正を踏まえた運用上の留意点についてお知らせいたします。(後略)」と記している。

続けて、「運用上の留意点」として1から4を記し、まず「1 改正の趣旨」について、「生活保護法第4条2項において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」ものと定められており、「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されている。この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会(以下、「扶養照会」という。)を行わない取扱いとしている。今般の改正は、この対象者について、今の時代や実態に沿った形で運用できるよう見直したものである。こうした改正の趣旨を踏まえ、各実施機関におかれても、要保護者の相談に当たっては、丁寧に生活歴等を聞き取り、個々の要保護者に寄り添った対応がなされるよう、より一層配慮されたい。」と記している。

次に、「3 扶養義務履行が期待できない者の判断基準」については、「可能性調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断された場合は、扶養の可能性がないもの等と取り扱うことができ、その場合は扶養照会を行わないものであるが、今般の改正において、当該扶養義務履行が期待できない者への該当に係る判断基準の明確化を図っている。この判断に係る運用上の留意点については以下のとおりであるので、参照されたい。

(1)「扶養義務履行が期待できない者」の類型について

「扶養義務履行が期待できない者」について、課長通知第5の間2及び問答集の間5-1で示している内容を整理すると、以下の3類型を例示している。

① (中略)

② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない(例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐる対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間(例えば10年程度)音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。)

③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者(夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等)

(2) 上記類型への当てはめについて

上記①～③の類型はあくまで例示であり、直接当てはまらない場合においても、これらの例示と同等のものと判断できる場合は、「扶養義務履行が期待できない者」に該当するものとして取り扱ってよいことはいうまでもないが、特に②の類型への該当に係る判断については、下記の考え方を参照した上で行われたい。

- ・ 従前、「20 年間音信不通である」ことを該当例としてお示ししてきたところであるが、今般、例示を追加したのは、音信不通により交流が断絶しているかどうかに関わらず、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等に該当するかどうかについて個別の事情を検討の上、扶養義務履行が期待できない者に該当するものと判断してよいという趣旨であること。
- ・ この検討に当たって、一定期間（例えば 10 年程度）音信不通であるなど交流が断絶している場合には、これをもって、「著しい関係不良等」と判断してよいこと。なお、10 年程度音信不通である場合は、その他の個別事情の有無を問わず、交流断絶と判断してよいこと。また、音信不通となっている正確な期間が判明しない場合であっても、これに相当する期間音信不通であるとの申出があり、その申出の内容が否定される明確な根拠がないことをもって、該当するものと判断して差し支えないとの趣旨で、「程度」として「いること。」と記している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第 3 部会答申書（以下「答申書」という。）の要旨について

（1）審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

（ア）本件処分について

処分庁は、請求人が行った本件申請について、扶養援助照会を行ったところ、令和 2 年 2 月 12 日並びに同月 13 日に、請求人の両親から請求人を引き取って扶養する旨の回答書が送付され、前記 1（1）によれば、民法に定める扶養義務者の扶養は、法に優先して行われるものとされていることから、保護が必要であると認められないとして、本件処分を行ったことが認められる。

（イ）保護の補足性の原理について

請求人は、両親と長期間別居しており、それぞれの生活状況・生活文化を、互いにまったく把握・理解しておらず、家族としての機能を欠いていること、また、両親が引き取って扶養する旨の回答をしたとしても、それはあくまでも両親の意思であって、本人の意思とは無関係であり、第三者と言っても過言ではない両親に対する扶養能力調査の回答のみをもって、本件処分を却下したことは不当である旨主張している。

しかしながら、前記 1（1）、（2）及び（4）のとおり、民法に定める扶養義務者の扶養は、法による保護に優先して行われることとされている。

前記審理関係人の要旨 2 処分庁の主張（2）オのとおり、処分庁が行った父への扶養

能力調査の回答には、「引き取って扶養する。」、「父 収入（月額） 50 万円」との記載があり、前記審理関係人の主張の要旨 2 処分庁の主張（2）カのとおり、処分庁が行った母への扶養能力調査の回答には、「引き取って扶養する。」、「母 収入（月額） 35 万円」との記載がある。

さらに、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨 2 処分庁の主張（2）ク及びケのとおり、父から請求人を扶養するとの意思を確認し、父及び母には扶養できる十分な資力があり、父及び母の請求人に対する扶養援助により、請求人の最低生活の需要を満たすことができると組織的に判断し、保護を要しないものとして本件処分を行ったことが認められ、その判断の過程に誤りは認められない。

また、請求人は、両親からの扶養援助を拒否しているが、その理由は、前記審理関係人の主張 2 処分庁の主張（2）キのとおり、両親から仕事をしないことを注意されたくないためと申告しており、扶養義務者の側が扶養の履行と引き替えに要保護者に対してかなりの努力を必要とするような行為を要求している等の状況は本件事件記録からは確認できず、前記 1（7）のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（ウ）職権による保護の開始について

請求人は、保護申請の際に処分庁に提出した書類のとおり、請求人の生活は困窮状態にあり、法第 4 条第 3 項に基づく、「急迫した事由」に該当する旨主張している。

しかしながら、「急迫した事由がある場合」とは、生存が危うくされる等社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合であり、単に最低生活の維持ができないというだけでは、必ずしもこの場合に該当するものとはいえないと解されている。本件事件記録から、請求人の状況が、急迫した事由に該当するとは認められず、職権による保護の開始をしなかった処分庁の判断に誤りは認められない。

ウ 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（2）答申の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

（ア）本件において処分庁は、法第 4 条第 2 項によれば、民法に定める扶養義務の者の扶養は法に優先して行われるものとされているため、保護が必要であると認められないことを理由に本件処分を行った。

- a 法第4条第2項は、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」として、「扶養の優先」を規定している。

この規定の趣旨は、問答集第5「扶養義務の取扱い」（前記1（6））、及び事務連絡の「1 改正の趣旨」（前記1（8））でも明らかにされているとおり、「扶養義務者による扶養」は、旧法が私的扶養を受けることができる条件を有している者には公的扶養を受ける資格を与えないという立場をとっていたのに対し、現行の生活保護法では、第4条第2項において、「保護に優先して行われる」と定め、同条第1項に定める「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定している。この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない。」であると解されている。

つまり、旧生活保護法（昭和21年9月9日法律第17号）は、その第3条で、「扶養義務者が扶養をなし得る者には、急迫した事情がある場合を除いては、この法律による保護は、これをなさない。」と定めていたが、法はこれを廃して新たに第4条第2項を設け、その規定する「扶養の優先」について、「公的扶助に優先して私法的扶養が事実上行われることを期待しつつも、これを成法上の問題とすることなく、単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱うものである。」（小山進次郎著『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』全国社会福祉協議会昭和50年3月1日発行118頁以下）という趣旨を明らかにしたのである。

以上からも分かるように、法第4条第2項は、実際に扶養義務者から金銭的な援助が行われた場合にこれを収入として取り扱うことを意味するのであって、扶養義務者に扶養の意思があり、扶養し得る資力があることをもって保護の要件を満たさないと判断することは、同規定の趣旨に合致しない。

なお、法は、扶養の優先の趣旨に沿って、第77条に、保護を実施した後に保護費の全部又は一部を扶養義務者から徴収できる旨の規定を置いている（法第24条第8項、第28条第1項・第2項も参照）。

- b 本件において、本件申請が行われたその日に処分庁が父及び母に扶養援助照会を行ったところ、令和2年2月12日とその翌日、請求人を引き取って扶養する旨の回答書が送付された。

これを受けて直ちに同月13日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、父母には扶養できる十分な資力があると認められ、引き取って扶養すると回答していることから、法第4条第2項によれば民法に定める扶養義務者の扶養は法に優先して行われているものとされているため、保護が必要であると認められないとして本件申請を却下するとの結論に至り、同日付けで本件処分を行った。

もっとも、本件処分の時点で、父母から請求人に対し、実際に金銭的な援助その他の扶養が実際に行われたことを証する資料を、事件記録の中に見いだすことはできない。

したがって、処分庁が、本件処分において請求人について法第4条第2項により保護が必要であると認められないと判断したことは、同規定の趣旨に反すると言える。

(イ) 次に、本件処分の理由の中に、請求人について「保護が必要であると認められないこと」という記述がみられる。法第4条第2項のほかは法の根拠条項が明示されていない点で疑義が残るものの、前記理由を善解すれば、法第4条第1項に従い保護の要件を欠くという判断が含意されていると推認される。そこで、以下この点について検討する。

- a 問答集第5「扶養義務の取扱い」(前記1(6))では、法第4条第1項にいう「その他あらゆるもの」とは、年金受給権のように、「現実には資産となっていないが、要保護者本人が努力(手続き等)することによって容易に資産となり得るもの」を指していること、これを扶養にあてはめて考えてみると、「扶養義務者による扶養」が資産(金銭)となり得るためには、扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有していることが必要となること、扶養義務者が月々の金銭援助を申し出ている場合など、扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養をする意思があることが明らかである場合は、扶養義務者の扶養は、要保護者本人の扶養請求権の行使(努力)によって資産(金銭)となり得るから、このような場合には扶養請求権の行使は保護の要件として位置づけられることが示されている。

その趣旨は、法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定していることから、扶養義務者が月々の金銭援助を申し出ているなど、これに扶養能力があり、かつ扶養をする意思があることが明らかである場合には、要保護者が扶養請求権を行使しないことについて、「資産その他あらゆるもの」を活用しておらず、それゆえ法第4条第1項により保護の要件を満たさないというところにあるとみられる。

そうすると、本件では、父母には扶養の意思及び扶養の能力があると推認することができ、それにもかかわらず請求人が父母の扶養を受けることを拒否し、自身の扶養請求権を行使しないことをもって、法第4条第1項により保護の要件を欠くと言えるかが問われることになる。

- b ここで念のため、審理員意見書で引用されている局長通知第11の1(2)(前記1(4))の趣旨を確認しておくならば、ここには、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と記載されている。

この記述について留意すべきであるのは、保護開始申請時における助言指導については、法第27条に基づく保護受給者に対する指導又は指示、これに従わない場合における法第62条第3項に基づく保護の不利益変更と異なり、根拠規定が法には存在せず、法第24条第5項によれば、保護開始申請があった日から原則として14日以内に保護の要否等を決定して書面で通知しなければならないという点である。したがって、申請時にお

ける助言指導については、要保護者の申請権の行使を妨げてはならないことから、限界が認められる。

また、法第28条第5項のような根拠規定がないことから、行政手続法（平成5年法律第88号）の趣旨に照らし、申請時における助言指導に従わないことのみをもって申請を却下することは違法であると解される。

さらに、局長通知第11の1（2）を、法の解釈及び運用全般に押し広げて形式的に適用するのは適切ではなく、本件においては、法第4条第2項の規定する扶養の優先の前記趣旨に照らし、これに関係する前記1の各通知を参照しながら、本件申請を却下したことが妥当であるかについて検討しなければならない。

- c. 以上に加え、処分庁は、扶養請求権を法第4条第1項にいう「資産その他あらゆるもの」に該当するとみなし、それを行使しないことをもって保護の要件を欠くと判断したのであれば、少なくとも次に述べる点について調査、検討しなければならなかったと言える。

- （a）まず、本件で、父母の請求人に対する扶養義務は生活扶助義務であるから、その扶養の程度については、相手方が生活難に陥った場合に自己に余力があれば援助すべき義務となる。

そうすると、処分庁は、扶養援助照会により父母その他家族の収入月額を申告させるのみならず、父母が請求人に対してどの程度の扶養を実際に行うことができるかという点を調査、検討しなければならなかった。しかしながら、処分庁はこうした調査、検討を行っていない。

- （b）次に、扶養請求権の行使を「資産その他あらゆるもの」に該当するとみる場合でも、親権者による子の居所指定権（民法第821条）と異なり、成人である要保護者が扶養の条件として自身の居住場所を制限されるものではない点に注意すべきである。

処分庁の扶養援助照会に対する回答書で、父母は、「引き取って扶養する」という選択肢に丸印を付け、本人は了承していないが自立して生活できず保護申請する現状であれば引き取るべきだと考えたと記述しており、請求人と同居する意思を明確に表示している。

その一方で、請求人は、大学に在籍していた間は父母から仕送りを受けていたものの、卒業後は父母からの経済的援助を受けていないと認められる上に、大学入学の頃から父母その他家族とは同居しておらず、本件処分の当時も同居する意思がなかったことは明らかである。

こうした事情の下で、請求人に対する父母の扶養が同居を条件とするものであれば、それは、問答集問5の9（前記1（7））にいう「扶養義務者の側が扶養の履行と引き替えに要保護者に対してかなりの努力を必要とするような行為を要求している場合」に当たると考えられる。請求人が同居に応じなければ、父母が扶養しないおそれも否定できない。

他方で、請求人が同居しなくても父母は扶養をする意思を表示したとみるとしても、

その場合は特に、扶養の程度、すなわち実際に行われる経済的援助の程度、具体的な金額を明らかにする必要がある。

しかしながら、処分庁は、扶養援助照会において、父母その他家族の職業・勤務先や月額収入等の回答を得たにすぎず、請求人が同居に応じない場合でも扶養するか否か、具体的にどのような内容、程度の扶養を行うのかについて、父母からの聴き取り等の調査を行っていない。

- (c) 第3に、保護の実施機関は、法の根拠規定はないものの、保護開始申請の審査において一定範囲の扶養義務者に対する扶養照会を行っているが、この扶養照会には運用上限界が設けられている点に留意する必要がある。

この点について、事務連絡（前記1（8））等からも明らかなように、今日の扶養の実態等に沿った形で扶養照会を運用するよう対象者を見直し、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には直接、扶養照会を行わないものとされている。

その上で、「扶養義務履行が期待できない者」への該当性の判断基準と、これに係る運用上の留意点が明確にされている。そのうち、「(1) 扶養義務履行が期待できない者」として例示された類型のうち、「② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐる対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。）」、「③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等）」が、本件で問題となり得る。

事務連絡では続けて、上記類型への当てはめについて、これらの類型はあくまで例示であり、直接当てはまらない場合においても、これらの例示と同等のものと判断できる場合は「扶養義務履行が期待できない者」に該当するものとして取り扱ってよいこと、特に②の類型への該当に係る判断に関して下記の趣旨を踏まえるべきであることが明らかにされている。

すなわち、音信不通により交流が断絶しているかどうかにかかわらず、著しい関係不良の場合等に該当するかどうかについて個別の事情を検討の上、「扶養義務履行が期待できない者」に該当すると判断してよいこと、10年程度音信不通である場合は、その他の個別事情の有無を問わず交流断絶と判断してよいこと、加えて、音信不通となっている正確な期間が判明しない場合であっても、これに相当する期間音信不通であるとの申出があり、その申出の内容が否定される明確な根拠がないことをもって該当すると判断して差し支えないことである。

- (d) 前記(c)は、保護の実施機関による扶養照会の実情や影響に鑑み、「扶養義務の履行が期待できない者」への該当性の判断基準等を明確化することで、扶養照会の範囲を限界付けるものである。

これに対し、本件では、本件申請と同時に父母への扶養援助照会が行われ、回答されているところであるが、扶養義務の履行が期待できない扶養義務者に係る判断基準や留意点として明示されている趣旨は、扶養照会の可否のみにとどまらず、要保護者による扶養請求権が「資産その他あらゆるもの」に当たるか否かの判断においても斟酌されなければならないと言える。

この点を敷衍すると、保護の実施機関は、要保護者が扶養請求権を行使しないことをもって保護の要件を満たさないかを判断するにあたって、要保護者の生活歴等からみて特別な事情があり扶養を期待できないか、当該扶養義務者と一定期間音信不通である、交流が断絶しているなど、著しい関係不良に当たるか、また、当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより要保護者の自立を阻害することになるか等について、個別事情の調査を尽くして検討すべきであるということになる。

そして、この調査、検討において、保護の実施機関は、事務連絡（前記1（8））のとおり、要保護者の相談に際して丁寧に生活歴等を聞き取り、個々の要保護者に寄り添った対応をすることが求められる。

また、問答集問5の9（前記1（7））では、「扶養義務者の側に扶養の意思がある以上、これを拒むことは認められるものではなく、これらの説明・説得を十分に行っても、なお要保護者本人が扶養を受けることを拒むようであれば、法第4条第1項の要件を欠くものとして保護申請を却下すべきである。」と記載されているが、ここでは、申請却下の結論に至るまでに、申請者に対して扶養に関して説明・説得を十分に行うことが前提とされている点に注意が必要である。

- (e) 本件において、請求人は、父母とは別居歴が長いため、それぞれの生活状況・生活文化を互いに全く把握・理解しておらず、家族としての機能を欠いている、卒業後は全く連絡を取っていない等と述べ、また、処分庁が父母から援助を受けることを助言してもこれを拒み、父母とは連絡を取りたくない、距離を取りたい、親とは関わりたくない、親には連絡しないで欲しい等の主張を再三行っている。他方、父母もまた、本人が援助を受けることを了承していないこと、連絡をしても請求人が返信、応答をほとんどしないことを認めている。

処分庁はこうした事実を認識していたにもかかわらず、請求人と父母との関係について著しい関係不良に当たるか、父母に扶養を求めることによって請求人の自立を阻害することになるか等について、請求人及び父母から丁寧に生活歴等を聞き取り、これらの個別事情を調査、検討した上で、扶養を求めないことをもって保護の要件を欠くか否かを判断すべきであった。

それにもかかわらず、処分庁は、本件申請の後、本件処分をするまでに、本件申請のあった日及び父からの回答があった日に、父母の援助を受けるよう請求人に助言するにとどまった。また、父には、扶養援助照会のほか電話を通じて、引き取って扶養する旨の意思を確認したにすぎない。そして、処分庁は、父母からの回答があったその日のうちに、請求人について保護が必要であると認められないとして本件処分を行った。

本件におけるこうした事実を照らすと、処分庁が上記の点について調査、検討を尽

くしていないのは明らかである。それにもかかわらず処分庁が請求人について保護が必要であると認められないとして本件申請を却下したことは、違法であると言わざるを得ない。

(ウ) 以上のとおり、本件処分は違法であり、それゆえ本件審査請求は認容すべきである。

3 本件処分について

(1) 処分庁は、請求人が行った本件申請について、扶養援助照会を行ったところ、令和2年2月12日並びに同月13日に、請求人の両親から請求人を引き取って扶養する旨の回答書が送付され、前記1(1)によれば、民法に定める扶養義務者の扶養は、法に優先して行われるものとされており、保護が必要であると認められないとして、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 法第4条第2項は、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」として、「扶養の優先」を規定している。

この規定の趣旨は、問答集第5「扶養義務の取扱い」(前記1(5))でも明らかにされているとおり、「扶養義務者による扶養」は、旧法が私的扶養を受けることができる条件を有している者には公的扶養を受ける資格を与えないという立場をとっていたのに対し、現行の法では、第4条第2項において、「保護に優先して行われる」ものと定めており、同条第1項に定める「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定している。

なお、法第4条第2項は、実際に扶養義務者から金銭的な援助が行われた場合にこれを収入として取り扱うこと等を意味するものであると解されている。

本件において、本件申請が行われたその日に処分庁が父及び母に扶養援助照会を行ったところ、令和2年2月12日とその翌日、請求人を引き取って扶養する旨の回答書が送付された。

これを受けて直ちに同月13日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、父母には扶養できる十分な資力があると認められ、引き取って扶養すると回答していることから、法第4条第2項によれば民法に定める扶養義務者の扶養は法に優先して行われているものとされているため、保護が必要であると認められないとして本件申請を却下するとの結論に至り、同日付けで本件処分を行った。

もっとも、本件処分の時点で、父母から請求人に対し、実際に金銭的な援助その他の扶養が実際に行われたことを証する資料を、事件記録の中に見いだすことはできない。

したがって、処分庁が、本件処分において請求人について法第4条第2項により保護が必要であると認められないと判断したことは、同規定の趣旨に反すると言える。

(3) 次に、本件処分の理由の中に、請求人について「保護が必要であると認められないこと」という記述がみられる。法第4条第2項のほかは法の根拠条項が明示されていない点で疑義が残るものの、前記理由を善解すれば、法第4条第1項に従い保護の要件を欠くという判断が含意されていると推認される。そこで、処分庁が、保護の要件を欠くと判断した点について

て検討する。

前記1(7)のとおり、問答集第5の9では、「扶養義務者の側に扶養の意思がある以上、これを拒むことは認められるものではなく、これらの説明・説得を十分に行っても、なお要保護者本人が扶養を受けることを拒むようであれば、法第4条第1項の要件を欠くものとして保護申請を却下すべきである。」とされている。

本件において、請求人は、父母とは別居歴が長いこと、それぞれの生活状況・生活文化を互いに全く把握・理解しておらず、家族としての機能を欠いている、卒業後は全く連絡を取っていない等と述べ、また、処分庁が父母から援助を受けることを助言してもこれを拒み、父母とは連絡を取りたくない、距離を取りたい、親とは関わりたくない、親には連絡しないで欲しい等の主張を再三行っている。他方、父母もまた、本人が援助を受けることを了承していないこと、連絡をしても請求人が返信、応答をほとんどしない旨を申告していることが認められる。

また、処分庁は、本件申請の後、本件処分をするまでに、本件申請のあった日及び父からの回答があった日に、父母の援助を受けるよう請求人に助言するにとどまった。さらに、父には、扶養援助照会のほか電話を通じて、引きとって扶養する旨の意思を確認したにすぎない。そして、処分庁は、父母からの回答があったその日のうち、請求人について保護が必要であると認められないとして本件処分を行った。

以上のことからすると、処分庁は、請求人に対し、父母に扶養の意思がある以上これを拒むことは認められないという趣旨の説明や父母の扶養を受けるように説得を十分に行ったとは認められず、判断の過程に瑕疵があると言わざるを得ない。

それにもかかわらず処分庁が請求人について保護が必要であると認められないとして本件申請を却下したことは、違法又は不当であると言わざるを得ず、本件処分は取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年5月27日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

